

# 賛助会員入会案内

## 公益財団法人 国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 3階

TEL : 03 (5689) 3450 FAX : 03 (5689) 3360

<http://www.jifpro.or.jp> e-mail:[jifpro@jifpro.or.jp](mailto:jifpro@jifpro.or.jp)

……国際緑化推進にご参加下さい……

今、地球上の森林は深刻な危機を迎えております。特に、地球上のほぼ半分を占め、地球環境の保全形成に重要な役割を果たしている熱帯林が、毎年 1,300 万ヘクタールに及ぶ速さで減少しており、熱帯林地域の人々の生活ばかりでなく、地球環境にも重大な影響を及ぼすものと危惧されるに至っております。

熱帯林の保全・造成は、熱帯地域の人々の努力だけでは極めて困難な状況であり、世界的に取り組まなければならない問題となっています。

公益財団法人国際緑化推進センターでは、熱帯林が供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受して行こうとの理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進に向け、

- 国際林業協力を担う人材の養成確保
- 海外の森林、林業等に関する技術・情報の収集
- 民間団体等が行う国際林業協力活動に対する支援
- 熱帯林の保全造成等に資するための調査並びに技術研究開発及びその普及
- 国際緑化に関する普及啓発及び国際林業交流活動の推進

等の活動を進めております。

※ 別添の資料「JIFPRO 活動概要」をご確認ください。

当センターが内外の要請に応え、その役割を果たしていくためには、一人でも多くの方々に私共の活動に参加して頂くことが重要であり、当センターでは賛助会員の募集を行い活動の環を拡げてまいりたいと考えております。

かけがえのない地球を緑豊かな地球として未来に引継いで行くための私共の活動に、是非、皆様の積極的な参加を期待し、当センターの賛助会員へご加入下さりますようお願い申し上げます。

公益財団法人国際緑化推進センター  
理事長 佐々木 恵彦

## 公益財団法人 国際緑化推進センター賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際緑化推進センター定款第48条の規程に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

### (賛助会員)

第2条 会員とは、毎事業年度1口以上の賛助会員（個人にあつては1口1万円、個人以外の法人等にあつては1口10万円）を納める個人、法人、法人以外の団体及び地方公共団体をいう。

### (会員に対するサービス)

第3条 会員は、理事長が定めるところにより、国際林業協力を推進するための情報提供、出版物の配布その他のサービスをうけることができる。

### (加入・退会の手続)

第4条 会員加入の手続は、別紙様式により申し込むものとする。  
会員の退会は、書面等により任意に退会することができる。

### (その他)

第5条 この規程に定めるものの他、賛助会員に必要な事項は、理事長が別に定める。

国際緑化推進センターの活動にご理解いただき、ご支援いただける場合は、以下の銀行口座へのご送金をお願いいたします。

銀行・支店： 三菱 UFJ 銀行 春日町支店  
口座番号： 普通) 0496575  
口座名義人： コウエキサ<sup>®</sup>イタ<sup>®</sup>ンホウジ<sup>®</sup>ンコクサイリョクカスイシンセンター  
公益財団法人国際緑化推進センター